志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和４年第２回定例会

１．招集年月日　　令和４年２月１４日（月）

１．開催年月日　　令和４年２月２１日（月）

１．開催場所　　志摩市役所４０５会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・坂中 小百合

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　 　教育部長兼国体推進室長　　　　　　　　　　　 伊藤 幸記

教育総務課長　　　　　　　　　　　　　　　　 柴原 晃

　　　　　　　　　　　　　学校教育課長　　　　　　　　　　　　　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 金光 孝裕

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　生涯学習スポーツ課長　　　　　　　　　　　　 山本 富紀

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課長　　　　　　　　　　　　　　　 谷口 陽一

１．傍聴人　　０名

１．事　　　　　　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会日程第　１日程第　２日程第　３日程第　４日程第　５日程第　６日程第　７日程第　８日程第　９日程第１０日程第１１日程第１２日程第１３日程第１４日程第１５日程第１６日程第１７日程第１８日程第１９日程第２０閉　会 | 開会時間　　　９時００分会議録署名委員の指名　　４番　　　坂中　委員教育長報告議案第　２号　志摩市奨学金基金条例の一部改正について議案第　３号　志摩市教育委員会会議規則の一部改正について議案第　４号　志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について議案第　５号　志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正について議案第　６号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議案第　７号　志摩市私立学校審議会規則を廃止する規則について議案第　８号　志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について議案第　９号　志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の一部改正について議案第１０号　志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について議案第１１号　志摩市文化財保護事業補助金交付要綱の制定について議案第１２号　公立学校における「１年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書の提出について議案第１３号　県費負担教職員（管理職）の人事異動内申について（非公開）議案第１４号　令和３年度３月補正予算（案）について議案第１５号　令和４年度当初予算（案）について報告第　２号　令和３年度志摩市通学路交通安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況について報告第　３号　「令和３年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要について報告第　４号　「子どもの育ちや学びの支援・志摩市総合教育センター」（保護者宛文書）の配付についてその他協議・報告案件について1. 各課からの報告
2. その他

閉会時間　　　　時　　分 |
| 教育長**日程第１**教育長委員**日程第２**教育長各委員教育長**日程第３**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第４**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第５**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第６**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第７**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第８**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第９**教育長事務局教育長委員教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第10**教育長事務局教育長委員事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第11**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第12**教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第13**教育長事務局事務局委員事務局委員事務局教育長委員教育長各委員教育長各委員教育長**日程第14**教育長各委員教育長教育長各委員教育長**日程第15**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第16**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長委員事務局委員事務局委員事務局委員事務局教育長各委員教育長各委員教育長**日程第17**教育長事務局教育長委員事務局委員教育長各委員教育長**日程第18**教育長事務局教育長委員教育長事務局教育長委員事務局教育長各委員教育長**日程第19**教育長事務局教育長各委員教育長**日程第20**教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長事務局教育長各委員教育長事務局教育長各委員教育長事務局教育長各委員教育長 | おはようございます。定刻となりましたので、令和４年第２回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。**会議録署名委員の指名**日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、４番、坂中委員を指名します。よろしくお願いします。**教育長報告**日程第２、教育長報告については、お手元に配付の通りです。教育長報告について、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑がないようですので次に進めます。**議案第２号　志摩市奨学金基金条例の一部改正について**日程第３、議案第２号、志摩市奨学金基金条例の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。事務局。それでは議案第２号についてご説明いたします。資料につきましては２ページから４ページでございます。こちらの条例改正につきましては、篤志家から志摩市奨学金に活用して欲しいとの意向で、5,000万円の寄付がございました。これを市で受入れるために、基金条例で定めております。基金の額、第２条第１項にございますが、１億3,500万円を１億8,500万円に改めるものでございます。以上です。説明がありましたが質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので採決に移ります。議案第２号について、承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、議案第２号は可決されました。**議案第３号　志摩市教育委員会会議規則の一部改正について**日程第４、議案第３号、志摩市教育委員会会議規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明を求めます。事務局。それでは議案第３号についてご説明いたします。資料につきましては５ページから７ページでございます。こちらにつきましては、先ほども会議の冒頭に、会議録署名委員を指名して、実際確認いただいて署名をいただいておりますが、こちらの会議規則の方に、以前の運営の仕方で、６条の方に前回会議録の承認という項目が残っておりましたので、こちらの方を削除する改正となっております。説明は以上です。説明がありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第３号について承認される方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって、議案第３号は可決されました。**議案第４号　志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について**日程第５、議案第４号、志摩市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正についてを議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。事務局。議案第４号についてご説明いたします。資料につきましては８ページから16ページでございます。こちらの議案ですが、議案第５号と関連いたします。昨年６月に補正予算で対応いたしました食物アレルギーの補助金の関係ですが、令和４年度から小学校の５、６年生も無料化をするべく、現在予算のほうを３月議会に上げる準備をしておりますが、これに伴いまして、補助金の対象者も、５、６年生を含めるため、要綱について改正を行うものでございます。説明は以上です。説明がありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第４号について承認される方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって、議案第４号は可決されました。**議案第５号　志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正について**日程第６、議案第５号、志摩市学校給食費の無償措置に関する要綱の一部改正についてを議題とします。事務局から説明を求めます。事務局。議案第５号についてご説明いたします。資料につきましては17ページから20ページでございます。先ほど申しましたが、来年度から無償措置の範囲を小学校の５、６年生拡大することから、対象となる５、６年生が無償措置の対象となるべく要綱の内容を改正するものでございます。説明は以上でございます。説明がありましたが質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第５号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、議案第５号は可決されました。**議案第６号　志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**日程第７、議案第６号、志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について、事務局からの説明を求めます。事務局。議案第６号について、説明申し上げます。議案第６号は、条例の一部改正を令和４年第１回志摩市議会定例会に上程いたしたく提案するものです。資料の24ページに、新旧対照表がありますので、こちらを使って説明させていただきます。教育委員会の関係で２点、改正があります。１点目は、新旧対照表の中段にあります、私立学校審議会委員に関する項の削除です。１点目は、その下にあります、小学校の歯科医報酬と中学校の歯科医報酬の引き上げについて、それから、この資料の上段にテレトピア推進協議会委員に関する項の削除がありますが、こちらにつきましては、市長部局の総合政策課が担当で、条例の一部改正にあたっては、学校教育課が取りまとめて提出をするということになりましたので記載されている状況となっております。この私立学校審議会委員について、本件は、次の議案第７号と関連しております。代々木高等学校が、令和３年４月１日付けで、株式会社立から学校法人立へ移行しまして、三重県私立学校審議会の所管となっております。それから、同年の７月20日付で、伊勢志摩インターネット高校特区が取り消しとなったことによりまして、次の議案第７号で志摩市私立学校審議会規則を廃止しようとするとともに、この議案第６号によって委員報酬等の額の規定を削除しようとするものでございます。それから、２点目の学校歯科医の報酬について説明いたします。学校歯科医につきましては、鳥羽志摩歯科医師会の協力をいただきまして、各校１人を委嘱しまして、歯科検診等の専門的な業務に携わっていただいております。その報酬の金額につきましては、基本額である224,000円と、受け持つ児童生徒１人当たり260円を合算したものをお支払いしております。ただこの金額につきましては、県内でも低い水準となっておりましてそういったこともある中で、この児童生徒１人当たりの額につきまして、昨年８月に鳥羽志摩歯科医師会からの引き上げの要望もありまして、鳥羽市とも歩調を合わせて、来年度から400円に改定しようとするものです。この金額にすることによりまして、県内の平均的な水準になり、それから伊勢市、鳥羽市、志摩市が同額となります。それから、内科医とも同額となります。合わせまして、中学校に関して、児童という表記になっておりましたが、中学生を表します生徒に、改めようとするものです。説明は以上です。説明がありましたが質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第６号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、議案第６号は可決されました。**議案第７号　志摩市私立学校審議会規則の廃止について**日程第８、議案第７号、志摩市私立学校審議会規則の廃止についてを議題とします。本案について、事務局より説明を求めます。事務局。先ほどの議案第６号のご説明と重なりますが、代々木高等学校に関する特区の取り消しに伴うものです。私立高等学校につきましては、設置廃止、設置者の変更、その他政令で定める事項を行う場合は、都道府県知事が、私立学校審議会の意見を聞くとなっておりますが、特区につきましては特区法によりまして、市が行うこととなっており、志摩市私立学校審議会が設置されているという状況です。この設置の根拠となる特区が取り消しとなりましたので、併せて志摩市学校審議会を廃止しようとするものです。以上です。説明はありましたが質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第７号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、議案第７号は可決されました。**議案第８号　志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について**日程第９、議案第８号、志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法と呼ばれております法律の一部改正がありまして、教育職員の１年を単位とする変形労働時間制について規定されております。この変形労働時間制の内容といたしましては、長期休業期間において、週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、対象期間を定めまして、その期間で平均して、１週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、週休日、勤務時間を割り振るという制度となっております。給特法の一部改正によりまして、県に於いても、週休及び勤務の時間の割り振りに関する特例の規定を設けるために、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同規則が一部改正されております。このことに伴いまして、志摩市立学校の在校時間の上限等に関する、志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正を行おうとするものです。内容につきましては、資料29ページに新旧対照表がございますので、こちらで説明をさせていただきます。左が現行、右が改正後の案となっております。時間外在校等時間につきまして、１ヶ月の上限が、原則45時間のところを、この変形労働時間制を適用する場合には42時間、１年間の上限が原則360時間であるところを320時間にしようとすると、そういった内容となっております。これにつきましては、給特法に基づく国の指針に沿ったもので、県立学校においても同様の規定がなされております。この一連の改正によりまして、１年単位の変形労働時間制が可能となりまして、長期休業期間等において、休日を集中して確保することで、先生方のフレッシュ時間等を確保し、効果的な教育活動を行うことに資するもので、学校における働き方改革において、いろいろな取り組みを総合的に進める選択肢の一つとなるものでございます。説明としては以上です。よろしくお願いいたします。説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。18日の教育委員の勉強会、打ち合わせ会で、課長はじめ事務局より詳しく説明を受けました。この規則が、保護者及び地域住民、その他の関係者の理解が得られるよう、十分周知徹底をお願いしたいと思います。事務局。しっかり周知徹底に努めて参ります。他に質疑はありませんか。（質疑なし）他に質疑がないようですので、採決に移ります。議案第８号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第８号は可決されました。**議案第９号　志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の一部改正について**日程第10、議案第９号、志摩市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。先ほどの議案第８号と一体のものとなっております。志摩市立学校における教職員の在校等時間の上限等に関する一部改正にあわせまして、在校等時間の上限等について定めました方針についても、一部を改正しようとするものです。ほとんどが新たな内容となっておりまして、資料の下線部分が追加した内容となっております。以上です。説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。先ほどの規則について、保護者や地域への周知徹底の方をよろしくお願いするということもありましたが、同時にこの方針が、具体的に教職員の働き改革に繋がっていくような支援や意識改革、そういったものに繋げていただくようお願いします。働き方改革に繋がるような支援、意識改革について、努めて参ります。他に質疑はありませんか。（質疑なし）他に質疑がないようですので採決に移ります。議案第９号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第９号は可決されました。**議案第10号　志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱について**日程第11、議案第10号、志摩市立小中学校修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱についてを議題とします本案について事務局から説明を求めます。事務局。本議案の趣旨についてですが、新型コロナウイルス感染症防止対策として、修学旅行の行き先等が変更になったときに、契約に基づいてキャンセル料が発生して必要となる場合がございます。昨年度、それから今年度のキャンセル料が発生した件がありまして、その場合につきまして、保護者負担とならないように、補正予算を計上して、議決を経ることで、公費負担といたしました。こういったことにつきまして、予算計上、議決だけではなく、根拠となる規程を整理しておこうとするものでございます。以上です。説明がありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第10号について承認される方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって議案第10号は可決されました。**議案第11号　志摩市文化財保護事業補助金交付要綱の制定につい**て日程第12、議案第11号、志摩市文化財保護事業補助金交付要綱の制定についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。事務局。志摩市文化財保護事業補助金交付要綱についてご説明させていただきます。資料52ページをご覧ください。これまで、補助金を交付する根拠となる要綱が無いまま、文化財保護補助金として、地域のお祭りなどの無形文化財を中心に交付させていただいてきました。また、最近要望が増えてきている有形文化財の修繕等に対しても基準となるものが無いことから、公平性及び一貫性を確保する必要があると考えました。そこで、この度、このような状況を改善するため補助金交付要綱を制定させていただくものでございます。第1条ですが、この要綱は、市内の区域内に存する文化財の保存及び活用を図り、文化の向上に資することを目的とさせていただいております。第３条で補助の対象者を規定しています。補助の対象者は、市内にあります文化財の所有者、管理団体等としています。第４条では、補助対象事業及びその基準を定めていますが、別表で詳細を説明させていただきます。第５条、第６条では、補助金の交付申請及び実績報告について定めていますが、詳細な手続き、様式につきましては、志摩市補助金交付規則によることとしています。資料54ページ別表をご覧ください。補助対象事業といたしましては、大きく５事業に分類しています。1つ目が、文化財保護法の規定による国の補助金の交付を受けた事業でございます。補助対象経費は国が認めた経費としており、補助率及び限度額は、国庫補助対象経費から国及び県の補助金の額を控除した額の２分の１以内とし上限を100万円としています。２つ目が三重県文化財保護条例の規定による県の補助金の交付を受けた事業でございます。補助対象経費は、県が認めた経費としており、補助率及び限度額は、県費補助対象経費から県の補助金の額を控除した額の２分の１以内で、上限を50万円としています。３つ目が、志摩市文化財保護条例の規定による指定文化財の管理及び保存のために行う事業でございます。この事業は更に、修繕事業、収蔵環境整備事業及び環境整備事業に分類されます。補助対象経費は、表中のとおりでございますが、20万円以上の経費がかかった場合としています。補助率及び補助限度額については、民間団体等の助成事業を活用することを条件としていまして、補助対象経費から民間団体等が交付する助成金の額を除いた２分の１以内で、上限を50万円としています。４つ目は、無形文化財及び無形民俗文化財の伝承のために行う事業でございます。具体的には、指定無形文化財及び指定無形民俗文化財の保存・継承、後継者育成を行う活動が対象となり、現在、文化財指定されているお祭り等に補助金交付している根拠となります。補助対象経費は、表中のとおりとなっています。補助率及び補助限度額は、補助対象経費の２分の１以内としていますが、特別な事情による場合は、一部例外を認めています。なお上限額は、国指定文化財が85万円、県指定文化財が35万円、市指定文化財が５万円としています。５つ目が、国指定又は県指定の有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の管理及び保存のために行う事業でございます。具体的には、防虫、防蟻及びこれらの駆除と保全・管理の２事業となっています。補助対象経費は表中のとおりで、補助率は、補助対象経費の２分の１以内で限度額５万円としています。文化財を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の影響から地域での保存・伝承は厳しさを増してきていると感じられます。有形文化財であれば、保管している施設の建替え問題や有形文化財を市で保存してもらえないか等の相談も寄せられています。無形文化財では、伝承者や祭事を務める人の確保に毎年苦労しているといったことは、いずれの地域においても見られる状況となっています。このように厳しい状況にあっても、文化財は、その地域にあって、その地域の人が守ってこそ価値があるものだと考えています。そのために市といたしましても文化財が末永く保存・伝承されるよう支援をしていきたいと考えていますので、本要綱の制定につきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。説明がありましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので、採決に移ります。議案第11号について、承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、議案第11号は可決されました。**議案第12号、公立学校における「１年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書の提出について**日程第13、議案第12号、公立学校における「１年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書の提出についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。こちらは請願書ということですので、経過と背景を事務局から説明させていただきます。資料につきましては58ページから61ページでございます。こちらの請願につきましては、国のほうで働き改革が、2016年９月に働き方改革実現会議が設置されまして、以降、各産業分野で対策の調査研究が進められてきております。そして、2018年６月には働き方改革法案が成立しまして、2019年４月から、働き方改革関連法ということで、各産業分野におきまして、関係法令の整備が行われております。教育の分野である文部科学省におきましても、教職員の勤務実態調査やいろいろな審議会を行いまして、改正教職員給与特別措置法、給特法というものが成立しました。これに伴いまして、公立学校の教職員が所属します三重県におきましても、令和３年12月23日に、三重県議会で、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案が可決されました。こちらの細部については先ほどの議案８号、９号、所属する教育委員会のほうで整備するものでございますが、そちらのほうは先ほど可決されておりますが、こちらは県議会で議決された翌日の令和３年12月24日に、導入を行わないことを求める請願書が、三重教育ネットワーク教授職員ユニオン、委員長大原敦子さんと執行委員長谷川祐希さんから提出がされています。経過につきましては以上でございます。説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。こちらの請願書につきましては、判断し兼ねるところですが、事務局はどう考えておりますか。事務局としましても、まず手続き上に一つ問題がございまして、志摩市教育委員会会議規則がございまして、こちらのほうで第12条に、請願及び陳情という項目がございます。こちらの第１項のほうに、教育委員会に請願しようとするものは、委員の紹介により請願書を提出しなければならないと規定されておりまして、まずこちらのほうは委員の紹介ではないというのが一つございます。それと、今回の請願書の中で60ページでございますが、２番の請願の理由の中に、61ページの一番下から３行目で右端のところで、教職員の負担のさらなる増大ということがあり、そのあと学校運営上支障があるものということが請願の理由となっておりますが、実際のところ、まだ条例も含め志摩市の規則につきましても、施行のほうが令和４年４月１日からということで、現状においては分からず、具体的にこちらの何が支障かというところも、少し内容が示されていないというところで、事務局としても、少し判断しかねるものではないかと思います。ただ事務局としましては、請願者から日本国憲法第16条の請願権に基づいて提出されているというところと、あと、教職員への負担の増大あと学校運営の支障という中で、それが事実であれば児童生徒に影響が出るという恐れがある関係上、今回議案として上程をさせていただいておりますが、具体的な内容を確認できてないのが現状かと思います。ですので、判断し兼ねるものではないかと思われます。そうするとこの件について、意見をできるようになるまで、時間がかかるということですか。そうですね。最終的には委員の皆さんで判断いただくところもございますが、事務局が見た内容におきましても、今のところ判断が付かないということではないかと考えます。他に質疑はありませんか。委員委員の中でも検討しましたが、先ほどの事務局の説明と同じで、まだ試行されていない段階で、請願理由を述べられており判断しかねる内容という話になりました。それと、先ほど事務局から説明のあった手続き上のこととか、それら等を踏まえて、これについては、委員としても見当がつかないということも含めて判断し兼ねます。審議の対象として考えていただいた中で、現時点で判断しにくいという意見がありましたので、採決に値しないという方向で、考えさせてもらってもよろしいでしょうか。はい。それでは決議を取ります。本案件については、採決に値しないということに賛成の方の挙手を求めます。（挙手）挙手全員です。よって、議案第12号は採決しないことに決定しました。**議案第13号　県費負担教職員（管理職）の人事異動内申について**日程第14、議案第13号、県費負担教職員（管理職）の人事異動内申についてを議題とします。本案は人事案件のため、非公開したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって、非公開とすることに決定しました。（非公開）それでは採決に移ります。議案第13号について承認される方は挙手をお願いします。（挙手）挙手全員です。よって議案第13号は可決されました。**議案第14号　令和３年度３月補正予算（案）について**日程第15、議案第14号、令和３年度３月補正予算（案）についてを議題とします。本案について、事務局から説明がございますが、質疑については各課説明後、一括して質疑を受けますのでよろしくお願いします。事務局。資料64ページの上段の歳入でございます。教育総務課分としましては、まず番号１番、教育費国庫補助金、こちら3,521千円の減となっております。内容、内訳としましては小学校費補助金ということで、こちらは鵜方小学校のトイレ改修を行った事業でございますが、契約実績により減額ということで4,516千円の減となっております。次に、中学校費補助金、志摩中学校大規模改造事業ということで、体育館の改修を行いました。こちらは995千円の増額の実績となっておりまして、相殺して3,521千円の減となっております。続きまして２番の教育費寄附金で、こちら6,999千円の増額を計上しております。内容といたしましては教育費寄附金ということで実際は7,000千円のご寄附をいただいておりますが、予算上、当初１千円の頭出しがございましたので、この金額なっております。こちら市内の篤志家から、現在コロナ禍において一番我慢を強いられている小学生に心が震えるような、ワクワクした体験をさせて欲しいということで、市内小学校７校にそれぞれ100万円、700万円の寄付がございまして、こちらにつきましては令和４年度の事業で予算計上しております。それから３番の給食費徴収金ですが、8,600千円の減となっています。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で令和３年９月に学校分散登校のであったことから、給食の提供がございませんでしたので、そのひと月分の減額となっております。次に歳出ですが資料は67ページです。まず１番の事務局費の水産高校と志摩高校の留学に関しまして、留学奨学金の支出を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で事業ができず、その関係の金額すべてを減額し、3,281千円の減となっております。続きまして２番と３番、学校建設費、鵜方小学校校地擁壁改修とトイレの改修ですが、こちらの事業が完了しまして、実績による減額ということで、両方とも減額となっております。一つ飛ばしまして、５番と６番ですがこちら中学校の学校建設費ですが、志摩中学校の体育館大規模改修と文岡中学校の武道館エアコン設置事業ですが、こちらも実績に伴う減額となっております。あと７番、８番につきましては学校給食センターの光熱費と賄材料費ですが、こちらも昨年の９月に給食の提供できませんでしたので、その期間の電気代、光熱費とあと材料代の減額となっております。以上でございます。事務局資料につきましては、64ページに歳入、それから67ページから68ページにかけて歳出がございます。あと75ページ、76ページに、債務負担行為の見積書が載っておりますので、こちらも説明させていただきます。まず歳入につきましては、主に２つの理由による補正となっております。１つ目は、実績の精査に伴う減額補正です。それから２つ目は、新たに補助金等が見込まれることによる増額補正となっております。次に歳出をご説明させていただきます。歳出につきましても、これも主な内容といたしまして２点ございます。まず１点目は、新型コロナウイルス感染防止対策の関係です。感染防止対策に伴って、事業の中止、変更があったりしたものについて、減額となっております。該当する事業につきましては、資料の内容欄で、「新型コロナウイルス感染防止対策による」という記載をいたしました。事業については、できる限りZOOM等も活用しながら、出来るように努めましたが、それでも、なかなか本来の形で実施できなかったものもございまして、減額となっております。それから、その他には予算額と実際に入札した差額であったり、支給の実績等を踏まえて、事業費を精査した結果による減額となっております。先ほどの話と重なりますが、このような状況で事業費が減額となった関係で、それに対する補助金も、金額になっているものもございました。それから債務負担行為の説明をさせていただきます。資料は75ページ、76ページです。昨年12月議会で債務負担行為として、鵜方小学校、文岡中学校のスクールバスと、磯部小学校にスクールバスの運行管理業務委託料について、新規計上をいたしました。今回は、これらについて、限度額の変更を行おうとするものです。この限度額の変更が必要な理由は、アルコール検知に関する費用を追加する必要があり、道路交通法が改正されまして、いわゆる白ナンバー車であっても、運転者のアルコールチェックを対面で実施して、その記録を残すことが義務化されております。そのことによりまして、新たに必要となって発生する業務について、その費用を計上したことによる追加となっております。具体的には、75ページですと、この表の下のほうの一番下に説明とあってその上に積算根拠がありますが、下の方に、アルコールチェック・アルコール検知器使用料等、30万円が挙がっております。それから今回の債務負担行為の変更には該当しませんが、浜島小学校のスクールバスについても、同様の状況ですので、そのための対策を取るべく、業者と協議を進めております。東海小学校、東海中学校のスクールバスにつきましては、いわゆる緑ナンバー車で、もうすでに対応がされているという状況となっております。繰り返しになりますが今回は緑ナンバー車に追加して、白ナンバー車であっても同様の対応が必要になるということで、その費用を見込んだものとなっております。事務局資料64、65ページをご覧ください。歳入の補正は、全て実績による減額補正となっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により貸館などが当初予算の確保が難しくなったことが主な要因となっています。資料70、71、72ページをご覧ください。歳出につきましても、歳入同様実績による減額が主な補正となっています。生涯学習スポーツ課の14番をご覧ください。浜島海洋センター管理運営費は、1,406千円の増額補正を要求しています。これは、サンライフあごプールの閉館に伴う代替施設として、浜島海洋センタープールを例年メンテナンスのために閉館している３月の１か月間稼働するための経費として増額補正させていただくものです。資料77ページをご覧ください。先ほど説明させていただきました1,406千円は、令和3年度分のプール運営に要する経費でございますが、浜島Ｂ＆Ｇ海洋センターは、令和４年度まで特定非営利活動法人浜島スポーツクラブと指定管理の協定を締結していることから令和４年度分、令和５年３月のプール運営も可能となるよう債務負担行為についても増額をさせていただいております。本日追加で配付いたしました３月補正予算と資料74ページを合わせてご覧ください。令和４年度に実施を予定しています磯部ふれあい公園体育館等改修工事を実施するために、社会資本整備総合交付金という補助金を事業費２億円、補助申請額１億円で申請をさせていただきました。そうしたところ、国の補正予算がございまして、先に申請した事業費の一部を令和３年度補正予算、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策として申請することができることとなったため、事業費3,000万円、補助申請額1,500万円で申請しましたところ、1,500万円の内示をいただいたため、歳出3,000万円、歳入1,500万円を補正させていただくものです。なお、この事業費は全額令和４年度に繰り越しをさせていただき、令和４年度の予算と一体として事業執行する予定をしております。事務局まず、総合教育センター一般経費ですが、1,956千円減額しています。内訳としては、新型コロナウイルス感染防止対策のため研修時間を縮めたことやZOOM研修に切り替えたことにより、講師謝礼を140千円、費用弁償を141千円減額したこと、指導書・指導教材購入費については、教師用指導教材の入札差金等により、1,435千円の減額となっています。また、ふれあい教室に関する経費について実績に応じ、児童生徒送迎業務委託料施設借上料、車・船等借上料を減額しています。次に、総合教育センター管理運営費ですが、277千円減額しています。内訳としては、公用車が令和３年３月に入れ替えとなったため、１台分について車検時に必要としていた備品修繕料、車検手数料、自動車損害保険料、自動車重量税を減額しています。また、本年度実施した総合教育センター施設の空調機器等改修により、高電圧から低電圧に変更となったことから８月分以降に不要となった電気工作物保安管理委託料、デマンド監視業務委託料について減額しています。以上です。事務局資料66ページが歳入、73ページが歳出となります。73ページの歳入のほうが分かりやすいので歳出から説明いたします。本大会につきましては、ご存知のように、新型コロナウイルス感染症の影響より中止となりました。リハーサル大会につきましては、ソフトボールとトライアスロンが中止になったのですが、ボクシングについては、開催しております。すいません。資料を訂正お願いします。73ページの、内容欄の上から３行目のところで、ボクシング競技は観客で開催したとなっておりますが無観客の間違いです。無観客で開催したことにより経費も思ったより少なく済みました。それで11,912千円を予定していましたところ、２競技が中止で、１競技が無観客ということで、8,852千円の減額になっております。下の国民体育大会開催経費ですが、こちらについても全部が中心になりましたので、209,072千円の減額になっております。実際使用したのは、40,579千円で、行っていないのにどうして思うとこもあるかもしれませんが、実際手配するのに、業者のとの契約や計画書も作る必要もありますし、警備員もお願いしなきゃいけないものですから、どうしても、これはかかるということで、他の県内の関係市町とも協議しまして、妥当な線であると判断しましたので、こちらのほうを減額させていただきました。それで全体としまして合計217,924千円が減額になりました。それで66ページに戻っていただき、それに伴って、国体推進室の県の補助金が減額になるということで、リハーサル大会については、2,294千円の減額。それで２つ目の国体に関する運営費につきましては、79,028千円の減額。そして施設の整備とかの補助金、その他協議に関する施設の整備はもうほとんど終わっておりましたので、競技に関する補助金が35,854千円の減額ということで、合計で117,176千円の減額となっております。以上です。事務局資料のほうは66ページです。まず歳入の補正についてですが、当初の見込みに対して、しまの杜神明幼稚園の利用児童数が少なかったことで、国庫負担金の子どものための教育・保育給付負担金を1,166千円、それから県負担のほうの施設型給付費・地域型保育給付費負担金を583千円、それから県補助金の、同じ施設型給付費・地域型保育給付費補助金を414千円、それぞれを減額いたします。かいつまんで説明いたしますが、次に保育士等処遇改善臨時特例交付金につきまして、令和３年11月19日の政府の閣議決定に基づいて、令和４年２月から、保育士、幼稚園教員等の収入を３％程度、引き上げるための事業を実施するということで、この事業については全額国からの補助を受けるために369千円の増額をいたします。それから、歳出のほうに行きます。資料は73ページです。歳出の補正につきましては、幼稚園一般経費の普通旅費について、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修とかが、オンラインでの開催となったり、それから会場までの移動手段として、公共交通機関を利用せずに公用車利用で参加したことから、162千円の減額をいたします。それから、前年度子育てのための施設等利用給付事業費国庫負担金返還金につきまして、令和２年度の子育てのための施設等利用給付事業費国庫負担金について、幼稚園における預かり保育及び一時預かり事業の利用実績に基づいて精算した結果で、返還する必要が生じたために、81千円を増額いたします。また、同様の理由で、県費のほうの前年度の子育てのための施設等利用給付事業費負担金返還金を41千円増額いたします。次に私立幼稚園施設型給付事業の私立幼稚園施設型給付費負担金につきまして、当初の見込みに対して、しまの杜神明幼稚園の利用児童数が少なかったことで、1,800千円を減額いたします。続いて歳入のほうでもありましたが、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金について、国の決定に基づいて、幼稚園教諭等の収入を３％引き上げるための事業を実施するということで、私立幼稚園の幼稚園教員等の賃金引き上げに必要となる185千円を増額いたします。説明につきましては以上です。各課から説明を受けましたが、質疑はございませんか。（質疑なし）質疑はないようですので採決に移ります。議案第14号について、承認される方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって、議案第14号は可決されました。**議案第15号　令和４年度当初予算（案）について**日程第16、議案第15号、令和４年度当初予算（案）についてを議題とします。本案について、事務局から説明がございますが、質疑については各課説明後、一括して質疑を受けますのでよろしくお願いします。事務局。資料は議案第15号の１ページ、２ページになります。主な事業だけご説明いたします。467番の学校施設等解体撤去事業ですが、こちらは来年度、旧片田小学校の校舎の撤去を予定しており、130,409千円を計上しております。続きまして、479番の小学校総務一般経費ですが、こちら8,953千円を計上しておりますが、こちらの中に、先ほどの各小学校へのご寄附いただいた700万円の事業を計上しております。続きまして、一番下のところで、504番、志摩中学校の大規模改造事業ですが、令和３年に体育館のほうを終わりまして、当初ですと３ヶ年で予定しておりましたが、やはり３ヶ年ですと、使えない期間が長くなり生徒にかなり負担が生じるということで、工事の期間、工期とかいろいろ考慮しまして、来年度１年で終えるということで、予算を202,847千円計上しております。こちらのほうで一旦、大規模改修工事は終了いたします。続きまして、561番の学校給食センター管理運営費でございます。こちらは予算のほうにすべて運営費が計上されており、令和４年度247,352千円となります。この中に賄材料費が150,647千円を計上しています。その中に、市長の選挙公約の給食費の無料化ということで77,195千円、それと、昨年度に計上しました志摩市給食の部分が、2,544千円でございます。加えて今年度は記憶に残る給食ということで、6,000千円を計上しておりまして、こちらの市長の意向で、給食というものは将来にわたって記憶に残るものであるし、その自分たちの町に誇りを持っていただきたいと。これは将来どこへ行ったとしても志摩市の自然であったり、食材豊かな町で育ったというところの地元への感謝とか、そういう言葉を持っていただきたいということで、6,000千円を計上いたしました。内容としましては、普段給食では出ないような伊勢エビとか、白さばふぐ、あと地元のさざえ等をメニューに加えていこうということで、現在検討しております。以上です。事務局学校教育課関係として資料の３ページからになります。令和３年度と大きく違う部分を中心に説明をさせていただきます。まず460番の事務局学事一般経費で、21,556千円の増額となっております。これは懸案でありました、先生方の１人１台パソコンとそれに関係する教育情報システムを新たなものに更改するための費用として、23,078千円を見込んだこと等によります。この23,078千円について、システムの更改そのものは、約110,000千円を要することになりますので、これは単年度ではなく、リースを取り入れることで、年度ごとの金額の平準化を図る形を考えています。令和４年度に導入をしまして、そこから５年先の令和９年度、一部の機器につきましては、令和10年度にもかかりますが、これまでの間に分けることで、単年度の費用を抑えて、平準化を図る、そういった金額となっております。472番の外国語指導助手派遣事業で3,872千円の増額となっております。こちらにつきましては、人数の変更はございませんが、国民年金法の改正によりまして、外国語指導助手いわゆるALTにつきまして、派遣元事業所に社会保険料等の事業主負担が新たに必要となる見通しのために、委託料の増額が見込まれること等によります。480番ですが、小学校学事一般経費で2,471千円の増額となっております。これは電気代の単価の上昇が見込まれまして、それに伴う光熱水費1,779千円の増額が見込まれること等によります。次の４ページの488番ですが、小学校就学援助費交付事業で5,263千円の減額となっております。これは、給食費の無償措置の対象が小学校５年生、６年生に拡大することによりまして、その分の5,014千円の減額が見込まれること等によります。それから、最後ですが493番の中学校学費一般経費が2,768千円の増額となっております。こちらにつきましては、先ほどの小学校学事一般経費と同様に、光熱水費で2,213千円の増額が見込まれること等によります。以上です。事務局生涯学習スポーツ課です。資料５ページをご覧ください。519番、遺跡発掘調査等事業でございますが、志島古墳群の文化財指定に向けて発掘調査を進めてきましたが、発掘については一定の完了をみまして、令和４年度からは、発掘の成果を報告書にまとめるといったフェーズに移ることとなりますが、令和４年度については、これらの作業を一時休止させていただき、令和５年度から報告書のまとめを行うということで、前年度より大幅な減額となっています。６ページをご覧ください。545番、ホストタウン事業でございますが、令和３年度は東京オリンピックに出場するスペイントライアスロンチームの事前合宿を受け入れるため5,500万円余りの予算を組んでいましたが、今年は、スペイントライアスロンチームとの連携を深めるため、伊勢志摩里海トライアスロンへ出場する選手を招聘することを中心とした予算編成とさせていただいています。549番、磯部ふれあい公園施設改修事業でございますが、先ほど補正予算でもご説明させていただきましが、改修概要は、外の施設になりますが、全ての照明設備をLED化し、多目的広場の バックネットを改修します。テニスコートは、未改修の２面ハードコートをオムニコートに改修し、遊具は幼児広場に集約したうえで改修することとしています。総合体育館につきましても全ての照明設備をLED化し、正面玄関のバリアフリー化・防滑性複層ビニル床シートに張り替えることでアリーナを除き下履きのまま入館できるよう改修します。事務所は、隣の医務室と一体化し拡充、トレーニングルームも隣の更衣室と一体化し拡充します。ステージを撤去し多目的スペースとして活用できるよう改修します。また、更衣室をキンダールームと倉庫の一部に移動しロッカー室として拡充するとともにシャワー室の増を図ります。アリーナの床面は、全面張替えを行います。外壁は、屋根及び壁の劣化箇所を改修します。事業スケジュールですが、５月に入札を行い、６月下旬に本契約を行い、令和５年３月までの工期の予定です。なお、総合体育館改修は、６月中旬から令和５年３月まで、多目的広場・テニスコート改修は、９月上旬から12月下旬まで、幼児広場改修は、９月上旬から令和５年３月を予定しておりまして、その間それぞれの施設がご利用いただけないという期間になるというふうに想定をさせていただいております。以上です。事務局総合教育センターの事業等にかかる一般経費として4,917千円を計上しています。内訳としましては、教職員研修の講師謝礼や適応指導教室の運営にかかる経費などセンターの事業実施のために必要なもので、基本的には令和３年度と大きく変わってはいませんが、令和３年度にありました教科書改訂に伴う教師用の教科書や指導書、教師用指導教材の購入が令和４年度は無いことから、３年度に比べ大きく減額となっています。また、臨床心理士によるカウンセリングについて、センター開設後、希望も年々増えてきていて、枠を増やして対応してはいますが、数ヶ月待ちの状態が続いていることや、相談員・ふれあい教室指導員との連携をさらに深め、充実した対応を図るため、４年度は臨床心理士を１名増員するための経費を講師謝礼と費用弁償に計上しています。こういったものを含めて差し引きし、11,474千円の減額としています。次に総合教育センター施設管理及び運営に係る経費として3,061千円を計上しています。内訳としましては、センター運営委員会委員の報酬や光熱水費、施設管理にかかる委託料や駐車場の借り上げ料です。令和３年度にセンター施設の空調設備等改修工事を行ない、電気設備が低電圧に変更となったことから、電気工作物保安管理業務やデマンド監視業務委託料が不要となり、令和３年度に比べて減額となっています。以上です。事務局資料は一覧表９ページです。消耗品などの幼稚園一般経費につきましては、基本的に園児数の減少に伴い、それぞれの支出科目で、概ね減額となるものの、預かり保育の利用実績額が増えていることから、預かり保育等の利用者助成金が増額となるため、一般経費全体としては、令和３年度より244千円の増額となります。施設修繕など幼稚園管理運営費につきまして、令和４年度は例年通り、緊急対策用の修繕料を計上していますが、令和３年度は緊急対策以外に、鵜方幼稚園の網戸等、フェンス整備を行ったために、結果的には、令和３年度より、865千円の減額となります。次に、幼稚園備品購入経費ですけれども、ワイヤレスアンプ一式等の備品や図書の購入経費として1,111千円を計上しております。最後に幼稚園災害共済事業ですけれども、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済掛金や、災害給付金として379千円を計上しています。それから、私立しまの杜神明幼稚園について、以前も少しお話しさせてもらったことがあるかも分かりませんが、第二しまの杜保育園とともに、４月から幼保連携型の認定こども園、まだ仮称ですが、しまの杜こども園として、スタートをするということで、この場を借りて報告させていただきます。３月補正のところでも説明をさせてもらいましたが、私立幼稚園の施設型給付事業という、歳出のほうで事業を設けていましたが、新年度の私立の関係はすべて３款民生費の予算へ上がって、補助金関係等も上げたので、幼稚園の予算から私立関係はこれで全部なくなったという予算編成になっております。説明は以上です。各課から説明がありましたが、質疑はございませんか。委員。具体的なことを教えてください。教育総務課の462番の通学専用バス運行費助成事業がありますが、志摩市内で何台のバスが走っていますか。まず、志摩町から３本、毎年見直しあるので、来年度のことはまだ三重交通に確認していませんが、御座発で伊勢の学校へ行くのが３本走っています。それに対しまして、浜島出発のバスは磯部バスセンターで乗り換えて行くのが１便と、もう１便、南伊勢町の宿から行くのが１便あります。これは行き先で宇治山田高校とか、伊勢工業、伊勢学園で方向が違いますので、三重交通のほうで効率がいいように分けていただいている路線があります。それと、磯部バスセンターから水産高校へ行くのが１便と、あと志摩方面から志摩高校へ行く１便がありまして、もともとは伊勢の高校へ通う生徒が、定期バスで片道ずっと１時間、立って揺られて通学していることがあり、学校に着くとふらふらで勉強できないというのを、旧大王町、旧志摩町が席確保ということで補助金を出して、それがずっと今日まで至っております。よくチャーターバスと勘違いされることもありますが、三重交通が運営する中でやりくりしておりますので、三重交通の事業に補助金を出しているという形になります。伊勢方面への高校や志摩市内にある水産高校、志摩高校へ行きやすいよう、配慮していただいているということはよく分かりました。浜島から御座への船がなくなりましたので、少し聞かせていただきました。次に、学校教育課の473番、授業研究指定校モデル事業ですが、令和４年度はどこの学校になりますか。今年度は大王中学校と東海小学校となります。ありがとうございます。次に、生涯学習スポーツ課の525番、自主文化事業は、コロナ禍で２年ぐらい開催されていないと思いますが、芸術文化に接する機会ということで、令和４年度の計画はどのように立てて、予算を見積もられていますか。例年通り、高校の吹奏楽の方々をお呼びして、事業をやっていきたいというふうに考えております。ただ、ご指摘の通り、コロナの関係で、今年度につきましても、当初計画はさせていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から残念ながら実施できなかったということで、また来年度は時期なども含め検討したいと思っております。高校とは、白子高校と皇学館高校でよかったですか。はい、そのとおりございます。他に質疑はありませんか。（質疑なし）他に質疑はないようですので、採決に移ります。議案第15号について、承認される方は挙手願います。（挙手）挙手全員です。よって、議案第10号は可決されました。**報告第２号　令和３年度志摩市通学路交通安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況について**日程第17、報告第２号、令和３年度志摩市通学路交通安全プログラムに係る通学路合同点検結果及び進捗状況についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。事務局資料は79ページから始まりまして、80ページから81ページに一覧表として掲載をいたしました。初めにお詫びがあります。誤字がありましたので報告いたします。80ページの下のほうですが、東海小学校の８番のところの危険箇所、８番立神中学校線のその次の欄で、農免道路の農免の漢字が誤っておりました。農業の農に免許の免です。それから、その右の欄の１行目の右のほうに過料となっておりますが改良の誤りです。さらに、この右側ですが東海小学校の右側の備考欄で、備考欄の３つ目に、東海中学校ナンバー２とある部分は１の誤りです。それから、その下にあります中学校ナンバー７とあるのは、ナンバー５の誤りです。訂正お願いいたします。申し訳ありませんでした。この交通安全プログラムにつきましては、概要といたしまして、志摩市全域を３つのエリアに分けて、年度ごとにローテーションを組んでやっております。令和３年度は阿児地区でした。この阿児地区につきまして、小学校３校、それから中学校２校につきまして、危険箇所点検を行いました。小学校で15ヶ所、中学校で10ヶ所、合わせて25ヶ所でした。この中で、４ヶ所につきましては、交通安全施設につきまして、設置要望をいただいておりましたが、いろんな条件の中で、それが対応できなかった箇所がありました。具体的に申し上げますと、東海小学校の１番、こちらは鵜方と安乗の間の県道で、老人保健施設があるところの前になります。スクールバスを使う小学生がバス停へ渡るため、この施設のある側から、その反対の側にバス停があり、朝乗るときには、そこへ渡るための、横断歩道をということでありましたが、県の公安委員会といたしましては、利用者が少ないということで、叶わなかった状況です。この箇所につきましては、そこから鵜方方面へ少し歩いたところに横断歩道がありまして、そこを渡って朝のバスに乗るという形になっております。帰りにつきましては、その道の反対側に渡る必要がないので、この施設の前に止まることになっております。それから、東海小学校の４番です。これは国道260号で、立神口交差点から島茶屋交差点までの間で、ガードレール等の歩行者を守るものをという要望をいただきましたが、歩道部分の幅の関係もありまして、対応はできないということでした。ただここにつきましては、ガードレール等はありませんが、車道と歩道とで、段差を設けて歩道の側を少し高くするという形で、安全策を取っているという状況でした。それから東海小学校の７番です。志島のお寺から甲賀方面へ向かう途中ですが、横断歩道設置の要望をいただいておりました。ただこちらにつきましては、横断歩道の歩行者用の信号待ちをする滞留場所、いわゆる歩道だまりと呼ばれるものですが、そのスペースを確保できないので、横断歩道の設置ができないということでした。それから、文岡中学校の２番です。鵜方幼稚園駐車場から鵜方小学校までの道についての話をいただいております。こちらにつきましては、道路を広げるにも、あそこは密集地で、なかなか難しいという状況がありました。ただ、このエリアにつきましては、小学校からお家の人への働きかけの中で、小学校付近には車を乗り入れないで、幼稚園の駐車場まで、それから反対側は公民館までという形で、そういった運用をして、保護者の方にも、年度中、何回も周知をし、対応していただいております。それ以外のものにつきましては、まだ対応を継続して検討しているものが４件あります。あと、交通安全施設の設置という形ではなく、子どもたちへの交通安全指導であったり、事業者への働きかけであったり、そういった形で対応するものが４件、残り13件については、薄くなっている横断歩道の線を引き直すとか、薄くなっている外側線と言われる道路の端にある白い線を引き直すとか、そういった形の対応をすでにとっているという形となっております。以上です。説明がありましたが、質疑はございませんか。委員児童生徒の交通安全のために、志摩市通学路交通安全プログラムの表を見せていただきますと、令和４年度以降という項目が３つあります。鳥羽警察署と連携をとっていただいて、令和４年度以降となっている箇所の対応を早く進めていただきますようお願いします。それと毎年お願いしておりますが、市道の除草回数ということで、令和４年度は、２回が３回になるというような検討もしていただいていると思いますが、自転車通学の子どもたちのために除草回数も合わせて、また検討のほうをよろしくお願いします。除草についての検討、それから道路管理者への要望につきまして、また、来年度以降となっているものの早期実現・進捗管理について、しっかり努めて参りたいと考えております。お願いします。他に質疑はありませんか。（質疑なし）それでは質疑がないようですので、報告第２号は承認されました。**報告第３号　「令和３年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要について**日程第18、報告第３号、「令和３年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。資料は82ページです。令和３年４月から７月にかけまして、小学校は５年生、中学校は２年生を対象に実施されました、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について報告をいたします。83ページの資料をごらんください。まず、1番の実施状況についてですけれども、悉皆調査ということで、市内７つの小学校と６つの中学校、全てで調査を実施いたしました。対象人数については記載のとおりです。２番の種目別及び体力合計点の結果についてですけれども、全国の状況と比較しますと、小学校は男女とも体力合計点については全国平均を下回っております。種目別に見ると、二重丸が書いてある部分ですが、男子はソフトボール投げが、女子は握力とソフトボール投げが全国平均を上回っております。男女合わせて16種目中３種目が全国平均を上回る結果となりました。続いて中学校です。全国の状況と比較すると男女とも合計点で全国平均を上回っています。種目別にみていきますと、男子は、握力、長座体前屈、反復横跳び、持久走、立ち幅跳び、の５種目で平均を上回っております。また、女子は、握力、反復横とび、立ち幅とび、ハンドボール投げの４種目で全国平均を上回っております。男女合わせて18種目中９種目が全国平均を上回る結果となりました。調査結果と今後の対応策についてですけれども、本調査の結果は、あくまでも体力要素の一部でありますが、全国的な状況と照らし合わせることのできる客観的な調査結果が得られたのではないかと考えています。今後は、体育の授業の充実を出発点に、子どもたちが運動能力の向上について、自分なりに目標をたてて取り組んだり、仲間とともに教えあったりする場面を多く作り、できる喜びや楽しさを実感できるような授業づくりを行なっていくように働きかけていきます。また、各校で体力向上の目標設定や生活習慣の改善等、自校の実態に合わせた体力向上の取り組みが推進されるよう支援していきたいと考えております。引き続き、県教育委員会と連携しながら、体育科・保健体育科の授業改善に向けた研修会等についても支援していきたいと考えております。本年度は、８月に県教育委員会と連携して、小学校の体育担当者を対象とした研修会がオンラインで実施されました。また、３月には、南勢地域の小中学校の体育担当者がオンラインを通じて、体力調査の総括について交流する機会を持つ予定です。説明は以上です。説明がありましたが、質疑はありませんか。委員。体育の授業の充実とありますが、一人ひとりの児童生徒により好き嫌いとかできる、できない等の個人差があります。体力、運動能力の向上については、指導される先生の言葉がけの影響が大きいと思います。先生の指導によって、自信を持ったり、挑戦しようとやる気を持って、諦めずに取り組めるよう、これからも細やかなご指導をよろしくお願いします。事務局ご意見ありがとうございます。確かに一人ひとりの個人差があると思いますので、指導する先生がそれに対応できるように、こちらのほうも支援していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。他に質疑はありませんか。委員。コロナ禍により、体を動かす心地よさを感じたり、友達と一緒に勉強する楽しさを味わう体験が少なくなっているように思います。就学前教育でも、心と体を使って遊ぶことで、十分に体を動かす気持ちよさを体験して、自ら体を動かそうとする意欲を育むように、日々の遊びの中で大切にしています。体力、運動能力について、子どもたちの発達の段階に応じた、体験の積み重ねをしていくことが大事だと思います。それとともに、楽しんで運動できる環境づくりを大切にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。子どもたちの発達の段階に応じた取り組みというのは、大事なのかなと思いますので、その辺も心がけながら進めていかなければならないと考えております。またご意見のように、楽しんで運動ができる環境というか、そういった形での取り組みも必要かと思いますので、その辺についても、また注意しながら進めていきたいと考えております。また学校のほうとも協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。他に質疑はありませんか。（質疑なし）他に質疑がないようですので、報告第３号は承認されました。**報告第４号　「子どもの育ちや学びの支援・志摩市総合教育センター」（保護者宛文書）の配付について**日程第19、報告第４号、「子どもの育ちや学びの支援・志摩市総合教育センター」（保護者宛文書）の配付についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。事務局。資料は86ページです。２月に各保育所、幼稚園、小中学校の保護者宛の文書を配付いたしました。まず、表面ですが、センターの相談機能についての周知を行いました。これまでに周知を行ってきた内容と同じになりますが、保護者の方に対して困ったときには、相談できる場所があるということをもっと広く知ってもらいたいことから、周知させていただきました。昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、例年とは違ったスケジュールで学校の教育活動が展開されている中で、感染拡大を心配したり、活動の見通しが持てなかったりと不安な思いを持っている子どもたちもたくさんいると思います。そのような中で、子どもたちに関わる保護者の方に、心配ごとがあればどんな小さなことでも相談してもらうよう、改めて周知をさせていただきました。次に、裏面をご覧下さい。志摩市の教育支援についてということで、特別な支援を必要とするお子さんに対しての支援の内容と、支援を受けるための流れについて記載させていただきました。志摩市の小学校、中学校では通常の学級以外に特別支援学級や、ことばの教室、はぐくみ教室といった通級指導による学びの場があります。特別支援学級については、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うために、子どもの実態に合わせて、知的障がい児学級、肢体不自由児学級、自閉症、情緒障がい児学級などが小学校や中学校に設置されているということ、また、在籍する子どもに対して一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな学習を行っているということについて記載しています。中段あたりからは、特別支援学級や特別支援学校を希望される方に向けた流れを記載しました。志摩市就学支援委員会の場での話し合いが必要となることや、特別支援学校の場合は、志摩市就学支援委員会の話し合いを経て、さらに三重県就学指導委員会に書類を出してもらうことについて書いてあります。下の段には、年間スケジュールを記載させていただきました。子どもの特別支援学級への入級等を希望される保護者の方や先生に全体的な概要を掴んでいただくため、今回このように便りを発出させていただきました。以上で説明を終わります。説明がありましたが、質疑はありませんか。（質疑なし）他に質疑がないようですので、報告第４号は承認されました。**その他協議・報告案件について**日程第20、その他協議・報告案件についてを議題とします。まず、①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各報告の後、一括してもらいますのでご了承ください。事務局。資料88ページとなります。当課の予定としましては、３月４日金曜日志摩給食として、各小中学校で南張メロンとしょうゆ炊き込みご飯のしょいめし、あと船越味噌を使ったみそ汁が提供されます。続きまして３月22日火曜日９時から、第３回定例教育委員会を405会議室で予定しておりますので、またご予定のほうよろしくお願いします。以上です。事務局。　資料は89ページになります。市内幼稚園卒園式、小中学校卒業式につきまして、３月７日に中学校卒業式、15日に小学校卒業式、18日に幼稚園卒園式の予定となっております。教育委員の皆様方におかれましては、教育委員会告辞のほう、よろしくお願いいたします。事務局。センターのほうですけど、３月中旬から下旬にかけまして、第２回の総合教育センター運営委員会を開催したいと考えております。日程については、現在、調整中でございまして、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら調整したいと考えております。以上です。事務局。本日２月21日午後から三重県社会教育委員連絡協議会南ブロック研修会へオンラインより研修会の参加予定させていただいております。あと、３月19日から年度は変わりますが５月22日まで、志摩市歴史民俗資料館におきまして、企画展、米づくりの１年と昔の道具ということで、企画展示のほうを実施させていただく予定をしております。以上です。事務局。今週の26日、27日に県の事業を活用して、三重県ソフトボール協会がとこわか国体の代替大会をするということで、この新型コロナウイルス感染症の拡大の状況もありましたが、会場が外でオープンであるということと、緊急事態宣言中であれば中止でしたが、まん延防止等重点措置の状況にあるということで、開催72時間以内のPCR検査、そして毎日試合の時は抗原検査を実施して、陰性でないと参加しないという約束を守っていただいた上で、開催することになりましたのでお知らせいたします。その下の志摩市実行委員会の開催についてですが、こちらのほうは書面決議になりましたけど、１月31日付けで、３月31日をもって解散するという決議を書面審査して、決定いたしましたのでお知らせいたします。以上です。以上で、各課からの報告はすべて終わりました。それでは一括して質疑を求めます。質疑はございませんか。（質疑なし）ないようですので、それでは次へ進みます。②その他について、何かありませんか。事務局。資料は93ページと94ページになります。令和４年度の志摩市教育委員会定例会の予定と裏面に、打ち合わせ、勉強会の日程が掲載してございますので、またご予定のほう、よろしくお願いいたします。以上です。特によろしいですか。（特になし）次に事務局。それでは最後のページになります。子どもの育ちや学びの支援志摩市総合教育センター便り第13号について説明します。　今回は１月７日に便り13号を発行いたしました。今回の内容は、12月23日に実施しましたGoogle workspace for Education の活用研修について掲載させていただきました。本研修については、下の部分にも記載させていただきましたが、三重県教育委員会の、令和３年度初期段階対応GIGAスクールサポーターの派遣、というものを活用して実施しました。先生方の参加のしやすさを考えて、終業式の午後からの時間帯を設定させていただき、事務局職員も含めて21名の参加者がありました。講師には、松阪にある株式会社サンエルさんより３名の方にお越しいただき、本年度より本格的な運用の始まったタブレットの活用で使用するGoogleの機能について、実際に操作しながら研修を行いました。内容については、記載させていただいたように、クラスルームという機能やジャムボード、フォームスという機能など授業や健康観察など日々の学校生活の中で活用ができる機能について学びました。下の方に、参加者よりということで研修後のアンケートの内容をいくつか示させていただきましたが、記載のように大変好評で有意義な研修となりました。一番下に記載させていただきましたが、本研修については、同様の研修を各校の校内研修として実施することも可能ということで、案内させていただきましたところ、２校から研修会実施の依頼がありました。サンエルさんに講師を依頼していましたが、コロナ過で市外の方を講師に招くことができなくなってしまったため、この２校については、センターの研修員や情報教育支援員が研修会の講師を務め、同様の研修を行いました。次に、裏面をご覧ください。タブレットの使い方を再確認しましょうということで記事を掲載しました。２学期のタブレット端末の利用状況を振り返り、特に学校に気を付けてもらいたいことを４点記載させていただきました。１点目は、落下等による破損には十分気をつけましょうということで、破損もいくつかありましたので再度注意喚起を行いました。２点目はIDやパスワードの管理を適切に行うことについて記載しています。３点目は、スカイメニューというアプリについて、子どもたちが授業中にどのように活用しているのかを先生が手元の画面で確認することができる機能がありますので、その機能を使っていきましょうという内容です。４点目は、オンラインを活用した授業の実施についてということで、登校しづらい子にオンラインを活用して授業を実施した学校もありますので、個に応じた学習活動を展開していくことが大切であることを記載させていただきました。最後は、三重スタディチェックについて記載させていただきました。今回の三重スタディチェックからは一部タブレットを使った問題が入ったことから、特に注意してもらうことを３点記載させていただきました。第２回三重スタディチェックは志摩市においては２月21日までに実施することとなっており、既に実施されておりますが、はじめてのことで戸惑いもありましたが、情報教育支援員もサポートしながら実施できました。今回のセンター便りについては、こういった内容です。以上です。報告がありましたが質疑はありませんか。（質疑なし）それでは、その他協議・報告案件についてを終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回定例教育委員会は、令和４年３月22日火曜日、午前９時から405会議室で行います。以上で令和４年第２回定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。本日の会議を記録し、署名する。　　教　　育　　長　　　　　委　　　　　員 |